



三重県公報

平成23年1月14日(金)

第 2257 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則	(社会福祉室)	2
告 示			
32	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿社会室)	2
33	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	3
34	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
35	障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉室)	3
36	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森林保全室)	4
37	特定鳥獣(ニホンジカ)の狩猟期間の延長	(自然環境室)	4
38	特定鳥獣(イノシシ)の狩猟期間の延長	(同)	5
39	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維持管理室)	5
40	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NP O室)	6
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	7
	同件	(同)	7
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	8
	同件	(同)	8
	地域森林計画をたてた旨	(森林・林業経営室)	9
	地域森林計画を変更した旨	(同)	9
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林保全室)	9
	特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の策定	(自然環境室)	9
	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の変更	(同)	10
	第10次鳥獣保護事業計画の変更	(同)	10
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整室)	10
	土地改良区清算人の就任の届出	(同)	10
	土地改良区清算人の退任の届出	(同)	11
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	11
	換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	11
	参加資格審査申請の提出期間	(建設業室)	11
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文化振興室)	12

規 則

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年一月十四日

三重県知事 野呂 昭彦

三重県規則第一号

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則（平成十七年三重県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「第二十七条の十四の三第六項」を「第二十七条の十四の四第六項」に、「額並びに」を「額、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和二十四年政令第四十一号。以下この条において「算定政令」という。）附則第十九条第一項第一号に掲げる額（法附則第二十六条第三項の規定により県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令附則第二十条の二第一号イ又は第二号イに掲げる額）並びに」に、「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項において読み替えて準用する同条第二項」に改め、同号ロ中「前々年度の法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項に規定する基準超過費用額並びに」を削り、同条第三号ロ中「法法」を「法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十二年度分の三重県国民健康保険調整交付金から適用する。ただし、新規則第二条第一号ロの規定は、平成二十五年度分の三重県国民健康保険調整交付金から適用し、平成二十四年度以前の年度分の三重県国民健康保険調整交付金については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 32 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野呂 昭彦

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470801438	訪問介護すみれ	伊勢市村松町 1368 番地 13	株式会社すみれ	平成 23 年 1 月 1 日	訪問介護
2470503430	デイサービス クレイドル	津市白山町川口 3141	株式会社クラフト	平成 23 年 1 月 1 日	通所介護
2470503448	ヘルプサービス クレイドル	津市川方町 375	株式会社クラフト	平成 23 年 1 月 1 日	訪問介護
2471400420	中里デイサービス センター	いなべ市藤原町上相場 1985-1	株式会社 R K サポート	平成 23 年 1 月 1 日	通所介護
2471400438	デイサービス 治田の里	いなべ市北勢町東村 42	合同会社治田	平成 23 年 1 月 1 日	通所介護
2472801220	大宮ホームヘルプステーション	度会郡大紀町野添 887 番地 7	社会福祉法人大紀町社会福祉協議会	平成 23 年 1 月 1 日	訪問介護
2472901244	ヘルプステーション すまいる	志摩市阿児町国府 3677 番地 3	株式会社 アクティブ・スマイル	平成 23 年 1 月 1 日	訪問介護
2472901236	デイサービス すまいる	志摩市阿児町国府 3677 番地 3	株式会社 アクティブ・スマイル	平成 23 年 1 月 1 日	通所介護

2473100432	みはまショートステイセンター	南牟婁郡御浜町下市木 3728-3	有限会社みはま介護センター	平成 23 年 1 月 1 日	短期入所生活介護
2472801212	デイサービスセンター「アララギ」	度会郡大紀町錦 195-2	医療法人社団偕新会	平成 23 年 1 月 1 日	通所介護
2472700703	有料老人ホーム煌	多気郡明和町大淀 2229-1	アイリス南郊株式会社	平成 23 年 1 月 1 日	特定施設入居者生活介護

三重県告示第 33 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470503455	居宅介護支援 しばた	津市美里町船山 117 番地	株式会社シバタ	平成 23 年 1 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 34 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470301801	通所介護事業所ハートヒルのむら	鈴鹿市野村町 148-1	社会福祉法人アイ・ティ・オー福祉会	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防通所介護
2470801438	訪問介護すみれ	伊勢市村松町 1368 番地 13	株式会社すみれ	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防訪問介護
2470503430	デイサービス クレイドル	津市白山町川口 3141	株式会社クラフト	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防通所介護
2470503448	ヘルプサービス クレイドル	津市川方町 375	株式会社クラフト	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防訪問介護
2471400420	中里デイサービスセンター	いなべ市藤原町上相場 1985-1	株式会社 R K サポート	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防通所介護
2471400438	デイサービス治田の里	いなべ市北勢町東村 42	合同会社治田	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防通所介護
2472801220	大宮ホームヘルパーステーション	度会郡大紀町野添 887 番地 7	社会福祉法人大紀町社会福祉協議会	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防訪問介護
2472901244	ヘルパーステーションすまいる	志摩市阿児町国府 3677 番地 3	株式会社 アクティブ・スマイル	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防訪問介護
2472901236	デイサービスすまいる	志摩市阿児町国府 3677 番地 3	株式会社 アクティブ・スマイル	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防通所介護
2473100432	みはまショートステイセンター	南牟婁郡御浜町下市木 3728-3	有限会社みはま介護センター	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
2472801212	デイサービスセンター「アララギ」	度会郡大紀町錦 195-2	医療法人社団偕新会	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防通所介護
2472700703	有料老人ホーム煌	多気郡明和町大淀 2229-1	アイリス南郊株式会社	平成 23 年 1 月 1 日	介護予防特定施設入居者生活介護

三重県告示第 35 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指

定自立支援医療機関を指定しました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	上瀬クリニック	多気郡大台町新田 472-4	平成 23 年 1 月 1 日
薬局	スワ薬局 石塚店	四日市市石塚町 5-6	平成 23 年 1 月 1 日
薬局	スズカ調剤薬局 亀山店	亀山市みどり町 26-9	平成 23 年 1 月 1 日
薬局	大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	平成 22 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション みのり	津市高茶屋 6 丁目 10 番 14 号	平成 22 年 11 月 1 日

三重県告示第 36 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第 1 1 保安林予定森林の所在場所

松阪市飯高町桑原字井ノ谷 385 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字井ノ谷 385 の 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2 1 保安林予定森林の所在場所

松阪市柚原町字上広 231、231 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 37 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 2 項の規定により、次のとおりニホンジカの狩猟期間を延長します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

変更前	変更後
平成 22 年 11 月 15 日から平成 23 年 2 月 15 日まで	平成 22 年 11 月 15 日から平成 23 年 3 月 15 日まで
平成 23 年 11 月 15 日から平成 24 年 2 月 15 日まで	平成 23 年 11 月 15 日から平成 24 年 3 月 15 日まで

三重県告示第 38 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 2 項の規定により、次のとおりイノシシの狩猟期間を延長します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

変更前	変更後
平成 22 年 11 月 15 日から平成 23 年 2 月 15 日まで	平成 22 年 11 月 15 日から平成 23 年 3 月 15 日まで
平成 23 年 11 月 15 日から平成 24 年 2 月 15 日まで	平成 23 年 11 月 15 日から平成 24 年 3 月 15 日まで

三重県告示第 39 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市垂坂町字南貝戸 796 番 1 から 四日市市垂坂町字南貝戸 796 番 6 まで	旧	22.00～40.00	30.00
	新	16.00～40.00	30.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市河原田町字相名 1490 番 2 から 四日市市河原田町字相名 1493 番 2 まで	旧	18.00～18.20	26.00
	新	12.40～14.20	26.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市美杉町竹原字井手添 276 番 11 から 津市美杉町竹原字井手添 276 番 9 まで	旧	7.00～7.10	34.50
	新	8.00～8.10	34.50

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市一志町波瀬字須氏 7748 番から 津市美杉町下之川字鴉谷 544 番 70 まで	旧新	3.60～17.00	2413.13
	新	18.00～44.00	1870.00

第 5

- 1 道路の種類 国道

2 路線名 167号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市松尾町字ソウザク 448 番 3 から 鳥羽市松尾町字岩本 399 番 9 まで	旧	9.20～20.60	497.00
	新	11.00～21.60	497.00

第 6

1 道路の種類 国道

2 路線名 422号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市才良字市場 367 番 1 から 伊賀市才良字市場 366 番 1 まで	旧	10.20～12.60	59.00
	新	13.10～13.20	59.00

第 7

1 道路の種類 県道

2 路線名 上野名張線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市西原町字長尾 2632 番 3 地内	旧	9.00～11.20	31.10
	新	9.00～12.30	31.10

三重県告示第 40 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鈴鹿芸濃線	鈴鹿市三宅町字東條 4546 番から 鈴鹿市三宅町字東條 2149 番 1 まで	平成 23 年 1 月 14 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 23 年 3 月 4 日まで縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 23 年 1 月 4 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 有馬を創造する会

(2) 代表者の氏名

和田 生

(3) 主たる事務所の所在地

熊野市有馬町 596 番地の 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、会員相互の連携と協調を図りながら歴史遺産の保存や伝承を中心としたまちづくりに関する事業を行い、もって地域文化の向上発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 23 年 1 月 5 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 南勢子どもの発達支援センターえがお

(2) 代表者の氏名

金子 直由

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市中須町 461 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある子どもの発達支援及び、広く子どもたちの文化的な環境を豊かにする活動を行うことに加えて、障がいのある子どもを支える支援者や子どもの文化活動に携わる指導者への支援や研修協力等を行い、これらの活動を通して、子どもの発達環境を豊かにすると共に、福祉の向上や社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 23 年 1 月 5 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 陽向の会

(2) 代表者の氏名

古儀 泰司

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市嬉野算所町 908 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者が住み慣れた地域の中で安心した日常生活が送れるよう、居宅サービス事業及び幅広い生活支援事業を行うことにより、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 23 年 2 月 28 日まで縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 22 年 12 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 めぐみの会
- (2) 代表者の氏名
市川 亮太
- (3) 主たる事務所の所在地
伊賀市大内 662 番地の 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）に対して、自宅において良好に日常生活を継続できるよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害者が心身ともに安らぎと、生きがいを感じ豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、よって地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 認証年月日
平成 23 年 1 月 5 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 伊勢ふるさと会
- (2) 代表者の氏名
大橋 将人
- (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市大世古 3 丁目 1 番 97 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域における精神障害者及び家族、ボランティア、その他地域住民に対し、多様な保健福祉サービスを、その利用者・家族の意向を尊重して総合的に提供しよう創意工夫することにより、利用者がその有する能力に応じて自立した社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 認証年月日
平成 23 年 1 月 5 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 三重県高齢者福祉問題研究会伊勢まごころ
- (2) 代表者の氏名
大西 良太
- (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市勢田町 911 番地 22
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、なんらかの手助けを希望する人々を対象にたすけあいの精神に基づいた福祉サービス活動を

受け手と担い手が対等な関係を保ちつつ行い、その活動を軸にし、老いても病んでも最期まで自分らしく安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、北伊勢地域森林計画区（四日市農林商工環境事務所管内一円及び津農林水産商工環境事務所管内一円）の地域森林計画をたてました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定により、南伊勢地域森林計画区（松阪農林商工環境事務所管内一円及び伊勢農林水産商工環境事務所管内一円）、伊賀地域森林計画区（伊賀農林商工環境事務所管内一円）及び尾鷲熊野地域森林計画区（尾鷲農林水産商工環境事務所管内一円及び熊野農林商工環境事務所管内一円）の地域森林計画を変更しました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成 23 年 2 月 23 日（水）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市広明町 13 番地 三重県庁 1 階 第 106 会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
平成 23 年 2 月 8 日（火）午後 5 時まで
- (4) 提出場所
住所地を所管する各農林（水産）商工環境事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習終了と認められません。
(交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。)
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還しません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県環境森林部森林保全室（電話 059-224-2573）又は最寄りの各農林（水産）商工環境事務所です。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定により、特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）を次のとおり策定しましたので、同条第 7 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により公表します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表します。

平成23年1月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

第10次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更しましたので公表します。

平成23年1月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成23年1月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

嬉野中郷土地改良区（松阪市嬉野森本町1153番地）

退任監事

松阪市嬉野矢下町939番地

川 岸 敏 一

〃 嬉野森本町1045番地

久 世 幸 男

退任清算人

松阪市嬉野宮古町363番地

中 川 朝 哉

〃 嬉野滝之川町78番地

小 森 晴 行

〃 嬉野釜生田町632番地

清 水 和 義

〃 嬉野森本町791番地2

松 本 博 之

〃 嬉野滝之川町137番地

大 森 嘉 美

〃 嬉野宮古町3442番地

小 西 隆 司

〃 嬉野矢下町871番地

家 城 英 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成23年1月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

桜西土地改良区（四日市市桜町2559番地2）

就任清算人

四日市市桜町2466番地

近 藤 善 治

〃 〃 2549番地1

山 中 義 一

〃 〃 2965番地4

大 矢 隆 雄

〃 〃 2890番地

大 矢 鈔

〃 〃 3215番地

林 唯 夫

〃 〃 2927番地

坂 井 寛

〃 〃 5322番地

山 北 善 弘

〃 〃 2571番地

坂 井 宣 誠

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出がありました。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

松阪阪内川左岸土地改良区（松阪市藤之木町 1566 番地）

退任清算人

松阪市藤之木町 102 番地

古 市 武 己

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業茅広江地区広瀬換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 23 年 1 月 17 日から同年 2 月 14 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所農林水産部農村整備課

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により、松阪市営土地改良事業（農林業地域改善対策事業徳田地区区画整理）の換地計画認可の申請は、適当と決定しましたので当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 3 第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 23 年 1 月 17 日から同年 2 月 14 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所農林水産部農林水産課

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）第 4 条第 4 項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 23 年 1 月 14 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 受付期間、場所等
県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び場所は、次のとおりとし、郵送等の送付によるものみの受付とします。

年 月 日（曜日）	場 所
平成 23 年 4 月 1 日（金）から 平成 24 年 4 月 2 日（月）まで	〒514-0002 財団法人 三重県建設技術センター （津市島崎町 56 番地）

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、
平成23年4月1日から同年6月30日までの受付分・・・平成23年8月1日～平成26年5月31日
平成23年7月1日から同年9月30日までの受付分・・・平成23年11月1日～平成26年5月31日
平成23年10月1日から平成24年1月4日までの受付分・・・平成24年2月1日～平成26年5月31日
平成24年1月5日から同年2月29日までの受付分・・・平成24年4月1日～平成26年5月31日
平成24年3月1日から同年4月2日までの受付分・・・平成24年8月1日～平成26年5月31日
となります。

また、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）に係るものについては、別に三重県公報に掲載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問い合わせ先

三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部建設業室
電話 059-224-2723

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成23年1月14日

三重県知事 野呂昭彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成23～25年度 三重県立美術館清掃等業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
入札説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内入札等情報公開システムから入手すること。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成26年3月31日（月）までとします。
ただし、契約の履行期間は、平成23年4月1日（金）から平成26年3月31日（月）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
入札説明書（仕様書）に記載のとおり
- (5) 総合評価方式による一般競争入札（試行）
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札（試行）です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 本店又は支店等で三重県物件等電子調達システム利用登録をしている登録事業者であること。
- (2) 落札資格
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号、第5号及び第7号に掲げる全ての事業についての登録を受けていること。
オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として選任できること。
カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年

以上かつ6月以上継続して履行した実績があること。

3 入札に関する事項

本入札は、書面により行いますが、本入札に参加するためには、電子調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに13に記載する「電子調達システムに関する事務を担当する所属」に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札参加希望者は、事前に電子調達システムの利用登録を行い、(1)に掲げる書類を12(2)に示す締切日時及び方法により提出してください。

また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を12(7)に示す締切日時までに提出してください。

なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱（以下「資格要綱」といいます。）第3条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- (4) 2(2)エに掲げる登録証の写し
- (5) 2(2)カを証明する書類

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、1部（正本のみ）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本（清掃等に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね200ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 製本する際には、2(2)オに掲げる建築物環境衛生管理技術者の選任予定者の技術者証の写しを、冒頭部分に編綴してください。なお、この書類については、上記(3)に記す200ページには含めません。
- (5) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (6) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
- (7) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- (8) 配置予定者として選任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなして契約を解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を講じることがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (10) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなして契約を解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を講じることがあります。

ア 配置予定清掃従業員の貴社での経験年数

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は12(4)に示す日程及び方法により実施します。

- (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は0点となります。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の105を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を講じることがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
 - (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を御提出いただく場合があります。
 - (3) 契約は、14に掲げる所属で行います。
 - (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の105に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限ります。
- 11 その他
- (1) 委託設計仕様書等及び入札に関する疑義、確認等は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。（回答に時間が掛かる場合がありますので、お早めをお願いします。）
 - (2) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
 - (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
 - (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなら

りません。

- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を講じることがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年三重県告示第230号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務室（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本入札手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答

平成23年1月25日（火）午後3時までに、14に記載する所属へ書面（ファクシミリ可）により質疑申請を行ってください。

回答は、平成23年1月27日（木）までに、「入札情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」から公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請及び結果通知の締切日時

平成23年1月28日（金）午後5時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に記載する所属へ郵送してください。

結果通知は、平成23年2月1日（火）までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時、方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成23年2月10日（木）午後5時までに、14に記載する所属へ一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 平成23年2月24日（木）実施予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分間とし、うち説明時間は15分以内とします。

エ 出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。

オ 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。

(5) 入札書提出の締切日時及び場所

第1回入札書提出日 平成23年3月2日（水）午後2時まで

（再入札を行う場合） 別途通知します。

第1回入札書提出場所 三重県津市大谷町11番地

三重県立美術館 1階 会議室

ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便により、平成23年2月23日（水）から同年3月2日（水）午後1時までの間に到着するよう、14に記載する所属が指定する(8)記載の郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

(ア) 入札金額内訳書を提出しないもの

(イ) 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

(ウ) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

(㊦) 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

(ア) 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利及び義務を生じるものではありません。

(イ) 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(6) 開札の日時及び場所

入札書（入札金額内訳書を含む。）の提出後、直ちに(5)に記載の場所で行います。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成23年3月4日（金）午後3時までに4(2)から(5)までの書類を14に記載する所属へ提出してください。ただし、再入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

(8) 郵送による提出の場合における指定する郵便局

上記(5)ただし書に記載する入札書（内訳書含む。）提出締切日時までに、一般書留又は簡易書留により14に記載する所属が指定する次の郵便局へ送付してください。

※ 封筒には提出する案件名の他、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0006

指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地

指定する郵便局（宛先）：三重県庁内郵便局留め

受取人：三重県立美術館総務課

案件名：三重県立美術館清掃等業務委託 入札書在中

13 電子調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援室企画支援グループ システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札及び契約に関する事務を担当する所属

〒514-0007 三重県津市大谷町11番地

三重県立美術館総務課 担当 海野、山本

電話 059-227-2100 ファクシミリ 059-223-0570

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Art Museum's building and grounds.

(2) Term of the Contract:

From the day of conclusion of this contract

through to March, 31, 2014.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Wednesday, March, 2, 2011.

Bids submitted by registered mail must be received the appointed post office by 1:00 P.M. on Wednesday, March, 2, 2011.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Art Museum

11 Otani-cho, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-227-2100

別記「落札候補者決定基準」

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件、地域貢献要件及び全般）の観点で

評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）を与えます。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格はすべて税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を与えます。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 3 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ この場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1 : 1 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」200 点の計 400 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準額との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	130	18
		履行体制及び品質保証取組		67
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		15
	企業要件	契約実績	31	15
		従業員の雇用		16
	地域貢献要件	地域社会貢献度	9	9
全般	業務の取組姿勢	30	30	
合計			400	400

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
